

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成21年1月8日(木)最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科教授) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
審議対象期間	平成20年4月1日~平成20年9月30日
契約の現状等の説明	1 平成20年度上半期における契約の状況 2 随意契約の見直しの状況
個別審議案件 (5件)	<p>契約件名：司法研修所設備運転管理及び警備業務並びに裁判所職員総合研修所警備業務 契約金額：93,744,000円 契約締結日：平成20年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：司法研修所及び裁判所職員総合研修所エレベーター等設備点検保守 契約金額：19,611,900円 契約締結日：平成20年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：PPC用紙(再生紙)の購入 契約金額：1,874円(単価契約) 契約締結日：平成20年4月16日(最高裁) 平成20年4月22日(東京高裁) 平成20年4月28日(東京地裁) 平成20年4月18日(東京家裁) 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所，東京高等裁判所，東京地方裁判所及び東京家庭裁判所(共同調達)</p>

	<p>契約件名：(1) 最高裁判所庁舎で使用する電気の供給 (2) 東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎で使用する電気の供給</p> <p>契約金額：(1) 85,406,141円 (2) 213,258,708円</p> <p>契約締結日：(1) 平成20年6月27日 (2) 平成20年6月25日</p> <p>契約方式：(1) 随意契約（不落随契） (2) 一般競争入札</p> <p>契約庁：(1) 最高裁判所 (2) 東京高等裁判所</p>
	<p>契約件名：裁判員候補者名簿管理システムの開発</p> <p>契約金額：178,500,000円</p> <p>契約締結日：平成20年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札（総合評価落札方式）</p> <p>契約庁：最高裁判所</p>
<p>次回抽出委員の指定</p>	<p>野澤委員長を次回委員会における審議案件抽出委員に指定</p>
<p>委員からの意見・質問，それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 司法研修所設備運転管理及び警備業務並びに裁判所職員総合研修所警備業務</p> <p>・設備運転管理業務と警備業務というのは、まったく異質なものではないのか。たとえ同じ場所で執務することができるという合理性があるとしても、果たして内容的にそれらを一括することに合理性があるのか疑問である。</p> <p>・入札説明書受領者3者のうち2者が辞退したということだが、辞退の理由は確認したのか。</p> <p>・裁判所職員総合研修所（以下「総合研修所」という。）の設備運転管理業務を切り離したのは、それを一括してもコストの削減につながらないとの理由からなのか。</p> <p>・そのような理由で総合研修所の運転管理業務を外す一方で、警備業務だけを一括したことの合理性はどのように説明するのか。</p>	<p>・ビルメンテナンス業界は、警備業法に基づく認定を受けている業者が大半を占めており、東京ビルメンテナンス協会に会員登録している業者中、運転管理業務と警備業務の双方を受注可能な業者は200社登録されてる状況にある。そういうことから、設備運転管理業務と警備業務を一括しても複数業者が参入可能であると判断した。</p> <p>・確認はしていない。ただ、長年同業務に従事していれば、ノウハウが蓄積され経費の削減ができるため、新規参入業者は価格的に対抗できないものと思われる。なお、平成17年度及び18年度については、3者が入札参加している。</p> <p>・司法研修所と総合研修所とでは設備機器の設置年数が異なることと、総合研修所の設備には遠隔監視装置が付いているという特殊な事情があり、一括すると業者の参入をより制限することになってしまうからである。</p> <p>・司法研修所と総合研修所は近接した施設であり、設備運転管理業務と警備業務については、そもそも両施設を一括した方がよいのではないかと判断が前提にあった。しかし、総合研修所の設備運転管理業務だけは、先に述べた理由により外すこととしたものである。</p>

・一義的に低コストを目的とするのは分かるが、単に安ければよいというのではなく、広く業者が参入できるという公平性も考えた発注形態とすることも考える必要があるのではないか。

2 司法研修所及び裁判所職員総合研修所 エレベーター等設備点検保守

・フルメンテナンス契約は参入業者が限定されることとなると思われるが、フルメンテナンス契約とP O G契約のいずれにするかについては、施設ごとに個別に判断することになるのか。

・エレベーターが新しいうちはP O G契約とし、設置後たとえば5年が経過したらフルメンテナンス契約に切り替えることは可能か。

・これまで裁判所においてメーカー系以外の業者が落札した実績はどれくらいあるのか。あるとすれば、それはどのような理由からか。

・メーカー系以外の保守業者としては、どれくらいの数があるのか。

・今の技術からすれば、メーカー系以外の保守専門の業者でも対応できるようになっているのではないか。毎年入札しているにもかかわらず、メーカー系以外は参入できていない状況について、その理由を分析しているか。

・来年度の契約に向けて検討したい。

・フルメンテナンス契約にすると、機器が古くなるほど業者負担が大きくなり、他の業者が参入しづらくなるが、P O G契約は部品の交換等がなく経費的な負担もさほどないので、参入しやすいという面がある。しかし、機器が古くなるとより経費がかかってくるため、コスト面からだけ言えば、フルメンテナンス契約とP O G契約のどちらがいいのかは一概には言えない。

・可能である。実例としてもあったと記憶している。

・平成19年度においては、全国で17件あった。なぜメーカー系が入らなかったのかについて、その理由までは把握していない。

・17件の内訳として、少なくとも9者存在していることは把握している。

・保守業者から聞いた話ではあるが、メーカー系は縄張りのようなものがあるって、それを侵したくないというのが本音のようである。

3 P P C用紙（再生紙）の購入

・特殊な技術やノウハウが必要とされるわけではない物品購入で、どうして1者入札になるのか。

・今後も四半期ごとに発注するのか。

・古紙配合率が100%であることは、どのように確認しているのか。

・平成20年度は調達単価が相当高くなっているが、これは原材料高が影響したのか、それとも分割して調達したことによって、スケールメリットが小さくなったことも影響しているのか。

4(1) 最高裁判所庁舎で使用する電気の供給

(2) 東京高等・地方・簡易裁判所号合同庁舎で使用する電気の供給

・今回の調達において、P P S（特定規模電気事業者）が入札を辞退した理由は何か。

・P P C用紙については、ここ数年間共同調達を実施しているが、1者入札となったのは本件調達のみであり、平成20年度の第2四半期以降の2回の調達については、いずれも複数者の参加があったことからすると、今回については偽装問題発覚の直後ということなので、需要に見合うだけの供給量が確保できなかったという事情があったものと思われる。

・年間分を一括して調達することを原則としているので、今後は1年分を調達することとなる。

・入札参加業者が提出する規格書と、それに添付された製紙業者の品質証明書によって確認している。

・調達規模が小さくなったことのほかに、適合商品を供給できる業者が少なかったことも一因であると思われる。

・原油価格やL N G（液化天然ガス）価格の高騰により、発電に係る燃料費コストが増加している状況にあるため、受注意欲はあるものの、採算割れといった事態や安定供給に懸念があることから、今回はやむなく辞退せざるを得なかったとのことであった。

・これまでに東京電力以外のPPS（特定規模電気事業者）と契約した実績はあるのか。

・今後は原油価格の上昇等の事情さえなければ、複数業者の入札参加が見込まれるということか。

5 裁判員候補者名簿管理システムの開発

・一般にシステム開発案件は、1次開発を請け負った業者が2次開発も請け負うということになるのか。

・1つのシステムにもかかわらず、1次開発と2次開発とを分けた理由は何か。

・具体的にどのような統計を想定しているのか。

・最高裁においては、平成16年度以降入札を実施してきたが、平成19年度までは、年度によって業者は異なるものの、東京電力以外の業者が落札している。

・原油高の状況も落ち着いてきているので、今回は1者入札にはならないだろうと考えている。

・そうである。

・平成18年度に実施した設計支援等におけるシステム構想書等の検討結果を踏まえて確定したものである。裁判員候補者名簿データベースの作成、管理機能等は、本システムの基盤となる機能であるし、裁判員候補者名簿の調製に関する事務処理が平成20年夏から行われることから、まず平成19年度に開発することとした。一方、それ以外の裁判員候補者の旅費計算機能及び統計出力機能については、1次開発の調達時点では、システム化の必要性は認められるものの、制度や運用の詳細が確定せず仕様書にまとめられなかったため、やむを得ず平成20年度に開発することとしたものである。

・裁判員法により、裁判員制度の運用状況を国民に公表することが義務付けられている関係で、基本的な情報については本システムですべて自動計算して、できる限りの資料を調えることとなった。具体的には、名簿の規模や呼

・統計項目は、ある程度固定的なものなのか。あるいは今後増やしていくということもあるのか。

6 その他

・今後も、本委員会の審議案件として、たまたまではなく恒常的に1者入札となるような案件を取り上げ、さらにその原因等を分析する機会を設ける必要があると思われる。

出数のほか、どれくらいの人から辞退の申立があったか等のデータを、本システムを使って自動的に計算処理する機能を持たせている。

・システム開発時には、当然、今後の運用状況を見据えた上で、このようなデータが必要になるであろう、これだけあれば足りるであろうということを想定して仕様を決定しているので、こういった統計が欲しいという要望が出たからといって、直ちに改修ということまでは考えていない。

・よろしく願いしたい。